

新型コロナウイルスの感染の拡大による影響が長期化しています。町では、事業の持続化を引き続き支援するため【全業種】を対象に支援金を交付します。

### ■対象事業者（個人事業主または法人）

事業継続の意思があり、町内に事業所を有し、3カ月以上継続して事業を営んでいる事業者のうち、支給要件を満たす事業者（主にその事業で生計を立てている人）

※ 同一の者が同一の所在地において複数の事業者の代表を務めている場合は、いずれか一の事業者に限り交付対象とします。

### ■支給要件および支援金の額

令和3年7月から令和3年9月までのうち連続する2カ月（対象連続月）の売上の合計額が、前年または前々年の同時期（比較連続月）と比較して20%以上減少した場合15万円。

ただし、減少額が30万円に満たない場合は、2分の1を乗じた額を上限額（千円未満切り捨て）とします。

※ 売上額の算定にあたっては、国の持続化給付金、その他新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する自治体独自の給付金などは除きます。

対象期間	売上減少率	減少額	支援金の額
令和3年7月から令和3年9月までのうち連続する2カ月	20%以上	30万円以上	15万円
		30万円未満	減少額の1/2 (千円未満切り捨て)

※ 新規創業または休業などにより、前年または前々年の同月期の売上額と比較できない場合などは、事業開始月の翌月から令和3年6月までの平均売上額に2を乗じた額を比較します。

### ■必要書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ①持続化支援金（7～9月対象）交付申請書
- ②売上比較表
- ③対象連続月の売上額が確認できる帳簿・確定申告書の写し（法人の場合は法人事業概況説明書、個人事業所の場合は確定申告書B第1表）
- ④比較連続月を含む事業年度の月別の売上額が確認できる帳簿・確定申告書の写し（法人の場合は法人事業概況説明書、個人事業所の場合は確定申告書B第1表）
- ⑤届出人の本人確認書類（窓口に来る人）
- ⑥営業許可証など

※ ①、②の書類は、窓口（まちづくり推進課）で配布するほか、町のホームページ（<https://www.town.sannohe.aomori.jp/>、または右記QRコード）からダウンロードできます。



### ■申請窓口・申請期間

申請窓口：三戸町役場 まちづくり推進課 ☎ 20-1117

申請期間：4月1日(金)から4月28日(木)まで（受付時間は、平日の8時30分～17時まで）

## 関根ふれあい公園のトイレが新しくなりました！

関根ふれあい公園のトイレが一新されました。すべてのトイレを洋式化し、バリアフリートイレには、ベビーチェアやおむつ交換台が設置されています。快適性と清潔感が向上したトイレを、ぜひご利用ください。

